

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 12 号

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

岩手県土地改良事業分担金徴収条例（昭和 32 年岩手県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事業区分	分担率	事業区分	分担率
[略]		[略]	
基幹水利施設補修事業	[略]	基幹水利施設補修事業	[略]
ほ場整備事業	[略]	基幹水利施設ストックマネジメント事業	<u>用水施設及び排水施設 100分の25</u> <u>ダム 100分の15</u>
[略]		ほ場整備事業	[略]
基幹水利施設管理事業	[略]	[略]	
農業水利施設保全対策事業	<u>用水施設 100分の25</u> <u>ダム 100分の15</u>	基幹水利施設管理事業	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。